

独立行政法人勤労者退職金共済機構の
平成17年度の業務実績の評価結果

平成18年8月23日

独立行政法人評価委員会

1 平成17年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、特殊法人勤労者退職金共済機構が平成15年10月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の業務実績の評価は、平成15年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成15年10月～20年3月）の第3年度の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成16年度までの業務実績の評価において示した課題等を踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成17年度業務実績全般の評価

機構は、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする中小企業退職金共済制度の運営主体として設立されたものであることから、業務実績の評価に当たっては、その設置目的に照らし、業務の効率化及び質の向上により得られた成果が「退職金制度への着実な加入」及び「将来にわたる確実な退職金給付」にどの程度寄与するかという視点が中心となるものである。

まず、退職金制度への着実な加入については、機構における積極的な取組等により適格退職年金（以下「適年」という。）からの移行が大幅に増加したことなどから重点数値目標である加入者数目標が法人全体としては達成されており、本年度における目標はおおむね達成されたものと考えられる。

将来にわたる確実な退職金給付については、加入促進に取り組むなどして掛金収入が増加したこと、計画的な累積欠損金の解消のために「累積欠損金解消計画」を策定するとともに、資産の運用・評価体制を活用し、金融市場の状況を踏まえて資産運用が的確に行われたこと等から累積欠損金の大幅な減少などの成果が出ている。

さらに、それらの成果を支える基盤として、①内部管理体制の充実、②外部専門家からなる組織の活用、③業務の改善、電子化の推進などによる運営の効率化、④諸手続の見直し等による加入者負担の軽減、契約審査期間の短縮、情報提供体制の整備などを進めることによる加入者へのサービス体制の向上が図られた。

これらを踏まえると、平成17年度の業務実績については、全体としては

機構の目的である「退職金制度への着実な加入」及び「将来にわたる確実な退職金給付」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 加入促進については、制度の安定的な運営のため、中期計画の達成に向けて平成18年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、平成17年度加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業（以下「建退共事業」という。）や3年連続で加入者が目標に達しなかった清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共事業」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共事業」という。）については、それぞれの産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、より積極的な取組が求められる。
- ② 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、計画的に累積欠損金を解消していくことが重要であり、平成17年度に策定した「累積欠損金解消計画」の着実な実施が引き続き求められる。
- ③ 職員の研修の充実や人事評価結果の勤勉手当等への反映など効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立を積極的に進めているところであるが、今後はその体制を的確に活用し具体的な成果を得ること、あるいは、より高い成果を得るために体制やその運用について不断の見直しを行うことが、引き続き必要である。
- ④ 業務の効率化、国民に対するサービスの質の向上のために行った事務処理方法の見直し等に関しては、平成17年度の業務実績について一定の評価ができるが、これらの見直しを機構に求められる平成18年度以降の業務実績の向上につなげていくことが重要なポイントとなる。
- ⑤ 業務の効率化や経費の削減とコンプライアンス（法令遵守）の確保との両立が重要であり、職員に対しコンプライアンス（法令遵守）に関する研修を実施するとともに、加入者の行う諸手続の見直しに当たっても不正防止等の観点にも配慮する必要がある。
- ⑥ なお、本年7月には、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が、「平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」（以下「見直し方針」という。）をとりまとめ、この中で、組織・業務の見直しに当たっては、（イ）業務の廃止・縮小・重点化、（ロ）経費の削減、業務運営の効率化、（ハ）自己収入の増加、（ニ）情報提供（ディスクロージャー）の充実といった視点を基本とすることとしていることに留意する必要がある（機構の組織・業務全般の見直しは、平成19年度に行うこととなっている。）。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

① 効率的な業務運営体制の確立

平成17年度は、前年度までに確立した体制をさらに発展させるよう業務全般にわたり運営体制のさらなる見直しが行われており、中期目標を達成するために、積極的に業務を推進していると評価する。

組織・人員体制に関しては、資産運用の中核となる担当者を育成するため、年金資金運用関係の中級研修を実施するとともに、職員を年金資金運用基金へ出向させたことは評価できる。また、当委員会の指摘を踏まえ、平成17年度に実施した研修に対する受講者の評価を平成18年度研修計画に反映したことも評価できる。今後も、このような取組を継続するとともに、コンプライアンスに関する研修や、管理職の中から対象者を選抜し、外部機関の活用も視野に入れつつ、例えば経営全般について研修を行うなど、業務運営の中核的人材の育成を図るための研修を行うことが重要である。

人事評価制度については、平成17年度から導入し、評価結果の給与への反映について勤勉手当等から着手した点は評価できるが、評価結果の人員配置やさらなる給与への反映の在り方を検討するとともに、評価結果に応じた研修の実施など能力開発の面への反映の在り方についても検討するなど、引き続き見直しを行っていくことを期待する。

内部進行管理に関しては、資産運用について委員会の積極的な開催や外部の専門家の活用により、「累積欠損金解消計画」を策定し、基本ポートフォリオを改訂したこと等が累積欠損金の大幅な減少に資するものとなっているなど、適切な対応が行われた。また、中小企業退職金共済事業加入促進対策委員会において、適年から一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共事業」という。）への移行を促進するため、適年の受託金融機関を対象に移行実績に基づく政策的な運用資金の配分について検討し、実施したことにより、年間を通じて前年を大幅に上回る加入者数を確保できた。

事務の効率的な処理に関しては、毎年の見直しの実施に伴い新たな見直し対象事務手続が減少する中で、前年度とほぼ同数の見直しを行い3年間で機構のすべての事務手続の約6割について見直しを行った努力を評価する。

システム開発業務の外部委託については、平成17年度に中期目標が改正されたため、機構において中期計画を改正し、退職金共済事業に係る業務・システムの最適化計画を策定することとしたことから、その中で改めて検討することが適当であるが、今後外部委託を行う場合であっても職員が的確に委託先を管理できるよう体制を整備する必要がある。

② 業務運営の効率化に伴う経費節減

業務運営全体を通じて経費節減に向けた様々な取組を実施した結果、システムの最適化への対応等当初予定になかった必要経費を捻出したにもかかわらず、一般管理費等の支出額は予算額を下回ったこと、競争契約が増加していることは評価するが、更なる競争契約の導入等により、中期計画の節減目標の達成に向け引き続き着実に取り組むことを期待する。

なお、業務の効率化を進めるに当たっては、コンプライアンスの確保にも十分留意する必要がある。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① サービスの向上

加入者の負担軽減については、掛金前納申出書等のFAX受付を可能とするなど前年度に引き続きユーザーの視点に立った諸手続等の点検とそれを基にした手続の簡素化、効率化、電子化等の見直しを着実に進めており、計画に沿った形で着実に進展しているものと評価できる。今後は不正防止等コンプライアンスの観点も含め、中期計画の目標の達成に向けユーザーのストレスやリスクを軽減する視点に立った努力を期待する。

ただし、昨年度も指摘したとおり、今後は、事務の効率化の観点からも、様式のダウンロードにとどまらず、中期計画にあるように電子申請の実現等に向けた努力が引き続き必要である。

意思決定・事務処理の迅速化については、清退共事業において退職金給付業務に係る処理期間を6日短縮し18年度初に前倒しで中期計画の目標を達成し、中退共事業や建退共事業において金融機関へのデータの電送化等システム改変に取り組んだことは評価できる。しかしながら、各事業本部ごとに処理日数や取組に差があることから、今後の業務・システム最適化計画策定に併せ4事業本部一体となったさらなる処理期間短縮方策の検討を期待する。

また、当委員会の指摘を受けて、機構及び各事業本部のホームページについて、使用する文言等の統一や閲覧者のニーズを考慮したレイアウトの変更等を行ったことにより、ホームページの見やすさ、分かりやすさは顕

著に向上しており、アクセス件数が前年比約3割増加していることは評価できる。

さらに、中小企業においては電話等による相談が多い中、相談者の疑問等に的確に対応できているか検証する体制が重要であり、当委員会の指摘を踏まえ、職員研修を実施し、対応マニュアルの見直しを行った上で職員等に周知徹底したことは評価できるが、今後は苦情への対応等を含めて職員にフィードバックする体制の整備にも引き続き取り組むことが必要である。

② 加入促進対策の効果的実施

中退共事業においては、適年からの移行に係る説明会の開催や企業への個別訪問の実施、適年の受託金融機関への政策的な運用資金の配分等の機構としての加入促進に向けた積極的な努力、意欲的な取組により、適年からの移行が大幅に増加した。この結果、加入者数の目標達成率が123.6%となったことは評価する。

しかし、他の事業を見ると建退共事業については平成17年度において、清退共事業と林退共事業については平成15年度から3年連続で目標を達成できておらず、一層の努力が求められる。さらに、見直し方針において、業務の廃止・縮小・重点化を検討するに当たっての視点として「業務実績が著しく低下しているものはないか」ということが挙げられていることも踏まえつつ、加入促進のための一層の努力が求められる。

また、経費節減が求められる中でより効果的な加入促進対策の実施が重要であり、個別対策の費用対効果について分析を行った上で、さらなる取組を行うことも必要である。

さらに、パートタイム労働者やベンチャー企業が増加する中、労働者の福祉の増進の観点から、これらを対象に積極的な加入促進対策を行うことを期待する。

(3) 財務内容の改善について

① 累積欠損金の処理

平成16年12月の総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を受け、平成17年10月に、累積欠損金の具体的な解消年限、中期目標期間中の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を設定した「累積欠損金解消計画」を策定するとともに、金融市場の動向を的確に捉え、基本ポートフォリオの改訂等を実施した結果、中退共事業においては約1,417億円、林退共事業においては約2億円の累積欠損を

解消したことは大いに評価できる。

ただし、この結果は金融市場の良好な状況など外生的な要因も大きく影響していることに留意する必要がある。累積欠損金の解消は、制度の持続的な運営に当たって、加入促進と並び最重要課題であることから、今後とも引き続き、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本としつつ、「累積欠損金解消計画」の着実な実施に努める必要がある。

② 健全な資産運用等

資産運用については、今後を見据えた運営戦略、的確なポートフォリオの構築等に資するべく、前年度に引き続き、ALM研究会等の意見を踏まえた基本ポートフォリオの見直し、資産運用評価委員会による運用結果の評価等、外部の専門家を積極的に活用し、健全かつ効率的な運用を実施する体制が確立され、累積欠損金の大幅な解消が図られたと評価する。

今後、確立された体制を的確に活用し、健全かつ効率的な資産運用の具体的な成果に向けて一層の取組が求められる。特に、資産の運用に関する専門的知識を有する内部の人材の育成や委託先運用機関の効果的な活用等の取組が引き続き求められる。

また、より高い成果を得るために体制やその運用について今後も不断の見直しを行うことも重要と考える。

(4) その他業務運営について

積極的な情報の収集及び活用に関しては、計画に沿った運営がなされたと評価できるが、これまで必ずしも意見の収集が十分ではなかった被共済者やベンチャー企業などを含め幅広く意見を収集することを期待する。

また、建退共事業の適正化に関しては、3年間手帳の更新のない被共済者に対し、手帳更新や退職金請求等の手続をとるよう要請することに加え、平成17年度においては、無回答の事業主に対して電話による追跡調査を実施した結果、手帳更新や退職金請求などの大幅な改善がみられたことは評価する。今後もこの取組を継続するとともに、日頃から共済契約者や被共済者それぞれに対する周知や指導等が必要であると考えられるため、積極的な取組を期待する。

さらに、中期計画の定期的な進行管理に関しては、運用実績、加入実績の向上という客観的成果も踏まえると、質の面で向上したものと評価できる。

今後も、計画の進捗状況について入念な検証を行いつつ、着実な業務運営の遂行が期待される。